

広島県告示第九百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十四年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	名称	有 限 会 社 ア ッ プ ル	主たる事務所の所在地	広島市南区翠三丁目一二番二七号	
	名称	有 限 会 社 福 祉 タ ク シ ー 東 広 島	所在地	東広島市西条町御菌宇三三八七番地	
居宅サービス事業を廃止した事業所	名称	ア ッ プ ル 訪 問 介 護 三 原 事 業 所	所在地	三原市本町二丁目一三番三九号	
	名称	有 限 会 社 福 祉 タ ク シ ー 東 広 島	所在地	東広島市西条町御菌宇三三八七番地	
サービスの種類	訪問介護	訪問介護	訪問介護		
廃止年月日	平成二十四年一月三〇日	平成二十四年一月三〇日	平成二十四年一月三〇日		